

日本国籍をお持ちでJAPAN RAIL PASSをご購入の方へ 致各位擁有日本國籍欲購買JAPAN RAIL PASS全國版的人士

JAPAN RAIL PASSを購入するにあたっては、購入資格・引換条件・注意事項について以下のことをご確認・承諾いただく必要がございます。為購買JR PASS全國版，請確認並同意以下的購買資格、兌換條件、以及注意事項。

1: 購入資格について 購買資格

- 利用者本人の日本国外在留期間が連続して10年以上である。
利用者本人已在日本國外連續居住10年以上。

↓
下記項目のいずれかを証明する書類が必要 需要以下任一項目的證明文件:

購入資格確認書類(確認書類に✓) 購買資格確認文件(請打勾)

- 在外公館が交付する「在留届の写し」(在留届の受付日付が10年以上前のものに限る。)
海外日本大使館開立的「在留届の写し」(只限受理在留登記的日期是10年以上的正本文件。)
- 在外公館が発行する「在留証明」(「現住所に住所(または住居)を定めた年月日」として、
10年以上前の年月が記載されたものに限る。)
海外日本大使館開立的「在留証明」文件(現住所登記為住址の登記日必須為10年以上。)
- 特例として、「アメリカ、カナダ、ブラジルに限り、在留国が発行する永住カード」
(当該国に10年以上在留していることが記載されたものに限る。)
「美國、巴西、加拿大三國政府發行的永住卡」, (卡上並記載在該國居住10年以上的事實)可視為特例。

または 另外

- 利用者本人の日本国外在留期間が10年に満たない12歳未満の小児である。
利用者本人是在日本國外居住未滿10年且未滿12歲的兒童。

↓
下記項目を証明する書類が必要 需要提出以下的證明文件:

購入資格確認書類(確認書類に✓) 購買資格の確認文件(請打勾)

- 在外公館が交付する「在留届の写し」
(一通の「在留届の写し」において「在留期間が連続して10年以上である方」と同居していることが確認でき、
かつその方と一緒にJRパスを利用する場合に限る。)
海外日本大使館開立的「在留届の写し」
(只限在該「在留届の写し」中能確認和「連續在留10年以上的人士」同住的事實，
並且和此人士一起使用JR PASS全國版的情況。)

2: その他注意事項について 其他注意事項

- 訪日される際は、購入資格を確認した書類の**原本**を必ずお持ちいただき、日本国内のパス引換え箇所にて提示ください。
書類の提示がない場合は引換えができません。

來日時，請務必攜帶購買資格確認文件的**正本**，出示於日本國內的JR PASS兌換地點。

沒有出示文件正本的話不能兌換。

- 日本と日本以外の両方のパスポートをお持ちの方(二重国籍の方)は、日本国の入国管理法上、日本のパスポートにて帰国の確認を受けなければならないことになっています。

持有日本和日本以外國家的護照人士(雙重國籍人士)，基於日本的入國管理法規定，必須在入境時出示日本的護照。

- 引換え条件を満たさないために引換えが出来ない場合、日本国滞在中のJR線のご利用に関する補償はJRグループからは一切出来ません。
若因不符合兌換資格而無法兌換的情況下，JR集團不負責在日逗留期間使用JR線路的一切費用補償。

- 引換証に関するお問い合わせは当店舗へお願いいたします。
若於兌換上有任何問題請向購買店鋪詢問。

上記すべて確認・承諾しました。 氏名 姓名:

上記事項已全部確認並同意。

日付 日期:

サイン 署名:

担当者サイン
負責人簽章